

佐賀県訓令甲第5号

農 林 水 産 部
佐賀県林業試験場

佐賀県林業試験場処務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 林業試験場に<u>総務課</u>を置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>林業試験場の総務課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 林業試験場に<u>次の課</u>を置く。</p> <p><u>総務課</u></p> <p><u>普及指導課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>各課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務課</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>普及指導課</u></p> <p>(1) <u>林業技術の普及に関すること。</u></p> <p>(2) <u>林業経営の指導に関すること。</u></p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。